

第 1 0 回東村山市農業委員会

総会議事録

令和 2 年 1 0 月

第10回東村山市農業委員会総会議事録

令和2年10月26日（月）午後1時30分、第10回東村山市農業委員会総会が北庁舎2階第4会議室において招集された。

1. 出席委員

1番委員	櫻井 秀雄	2番委員	浅見 誠
3番委員	小山 哉	4番委員	鈴木 泰男
5番委員	増田 勝義	6番委員	野崎 稔
7番委員	間野 洋一	8番委員	水木 一江
9番委員	金子 邦雄	10番委員	吉川 正和
11番委員	小山 俊雄	12番委員	小俣 寛一
13番委員	小山 定昭	14番委員	鈴木 八百造

2. 事務局

事務局長	篠宮 雅登	課長補佐	高橋 正実
主任	小澤 俊介	書記	田中 あけみ

議 長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

■■■■氏代理、■■■■氏は入室してください。

— ■■■■氏 入室 —

議 長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員会への届出が必要です。

何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局までご連絡下さい。

■■■氏 はい、わかりました。

— 適格者証明交付、■■■■氏退室 —

議 長 議案第10-2号生産緑地買い取り申出に伴う農業の主たる従事者証明について事務局より説明をお願いします。

9月総会以降の会議等の報告、及び10月総会以降の会議等の予定につきまして報告致します。

－事務局より報告－

議長 諸報告について何かご質問等がございますか。
無いようですので、以上をもちまして令和2年第10回東村山市農業委員会総会を終了いたします。

午後2時45分終了

上記顛末を記し、相違無いことを証明するために、ここに署名捺印する。

議長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩